

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年1月13日

【会計年度】 自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日

【発行者の名称】 欧州評議会開発銀行
(Council of Europe Development Bank)

【代表者の役職氏名】 カルロ・モンティチェッリ
(Carlo Monticelli)
総裁
(Governor)

【事務連絡者氏名】 弁護士 柴田 弘典
同 甲立 亮
同 深田 大介
同 山岡 知葉

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1120

【縦覧に供する場所】 該当なし

1 【提出理由】

平成31年4月5日付で提出した平成30年12月31日に終了した事業年度に係る有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、本有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正箇所】

訂正を要する箇所及び訂正した箇所は、下線で示しております。

第3【発行者の概況】

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(5)【経理の状況】

<訂正前>

以下に掲げる財務書類は、KPMGオーディット(フランスにおける独立監査人)により監査されている。KPMGオーディットは、当該財務書類は、欧州連合により採用されるIFRS基準に従って、2018年12月31日現在の当行の財務状況並びに同年の財務成績及びキャッシュ・フローを、全ての重要な点において適正に表示しているとの意見を述べている。

<後 略>

<訂正後>

以下に掲げる財務書類は、アーンスト・アンド・ヤング監査法人(フランスにおける独立監査人)により監査されている。アーンスト・アンド・ヤング監査法人は、当該財務書類は、欧州連合により採用されるIFRS基準に従って、2018年12月31日現在の当行の財務状況並びに同年の財務成績及びキャッシュ・フローを、全ての重要な点において適正に表示しているとの意見を述べている。

<後 略>